

SAGA2024 神崎市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024 神崎市観光・おもてなし基本計画」に基づき、本市で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」（以下「大会」という。）において、SAGA2024 国民スポーツ大会神崎市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所及び期間

売店の設置場所及び期間は、次のとおりとし、原則として、設置期間中の途中開設、閉設は認めないものとする。

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」（本大会）		
競技	会場	期間
剣道	神埼中央公園体育館	2024年9月28日（土）～30日（月）
ハンドボール	神埼中央公園体育館	2024年10月10日（木）～14日（月）
	神埼高等学校体育館	2024年10月10日（木）～12日（土）
	トヨタ紡織九州 クレインアリーナ	2024年10月10日（木）～11日（金）

なお、次の競技別リハーサル大会において、売店出店の募集・設置をすることとなった場合は、必要に応じて、本要項の規定を準用するものとする。

競技別リハーサル大会		
競技	会場	期間
ハンドボール	神埼中央公園体育館	2023年8月9日（水）～12日（土）
	神埼高等学校体育館	2023年8月9日（水）

3 開設時間

原則として、競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は、競技会場の規模等の実情を踏まえ、実行委員会が決定し、出店規模は1店舗あたり1ブース約20㎡とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

5 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ関連グッズ

国民体育大会標章又はSAGA2024国スポ・全障スポのロゴ等を使用した商品であり、それぞれ公益社団法人日本スポーツ協会又はSAGA2024実行委員会（佐賀県）の使用承認を得ているもの

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設等においてカット等の下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

6 出店者条件

売店の出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ、(2)の条件のいずれも満たす者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、市内に店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体等の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第73回国民体育大会（福井大会）以降の国体（特別大会を含む）、競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件をいずれも満たす者

- ア 競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書の提出時点において過去1年間に営業停止等の重大処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 調理事業者については、出店前1カ月以内に検便検査を実施し、その結果を実行委員会へ提出できること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。
- カ 申請書提出時点において、市税（神崎市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

7 運営設備等

売店出店に伴う設備等は以下のとおりとし、実行委員会が準備する。ただし、出店状況等に応じて、実行委員会はこれを変更できるものとする。

なお、その他必要な物品等は出店者で準備することとし、実行委員会の許可を受けて火気を使用する出店者にあつては、区画内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間、約20㎡）1張 ※0.5張での出店も可
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

8 売店運営

出店者は、次の事項を遵守し、実行委員会の指示に従うものとする。

(1) 食品関係売店

- ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。
- イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い調製するとともに、汚染防止及び直射日光を避けるなど必要な措置を講じ、保管陳列は衛生的な設備で

- 行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
- ウ 早期飲食等を促すとともに、その旨を表示する看板等を設置すること。
- エ 廃棄物収納容器は、蓋付きのものとし、汚液及び汚臭が漏れないよう常に清潔にしておくこと。
- オ 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるよう陳列すること。

9 経費の負担

(1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

(2) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費の一部として、次に定める出店料を負担する。

なお、ケータリングカー等については、1台あたり、1ブースとして取り扱うものとする。

ただし、実行委員会は、出店の応募状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

区分	規模	出店料
神埼市内の者	1ブース	2,500円/日
上記以外の者	1ブース	5,000円/日

(3) 出店は、テント1張（2間×3間、約20㎡）を基本とする。なお、テント0.5張（約10㎡）を希望される場合は、出店料を半額とし、ブースの拡張を希望される場合は、テント0.5張（約10㎡）につき、出店料の半額を負担しなければならない。

(3) 次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。

この場合、出店料の免除を受けようとする者は、「売店出店料免除申請書（様式第7号）」を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、免除の決定について、「出店料免除決定通知書（様式第8号）」を交付するものとする。

- ア 国等による障害者就労施設等からの物品に規定する障害者就労施設等
- イ 国又は地方公共団体
- ウ その他実行委員会において特に必要と認めるもの

(4) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに別途指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は、出店者の負担とする。

- (5) 既に納付された出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由による時、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部または一部を還付することができる。

10 出店者の募集

出店者の募集期間等に関する事項は、各競技団体と調整のうえ、実行委員会が決定する。

11 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、「売店出店申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者、運搬車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) その他実行委員会が必要と認める書類

12 出店者の選定

実行委員会は、第11出店申請に規定する申請があったときは、この要項に基づき、適当であると認めたものを出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別競技会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障がい者就労施設等
- (3) その他、実行委員会が適当と認めた者

13 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、「売店許可決定通知書（様式第5号）」を交付するものとし、出店料の納付を確認した後は、「売店出店許可証（様式第6号）」を交付する。

14 保健所への手続き

営業許可申請又は届出を必要とする出店者については、「売店許可決定通知書（様式第5号）」を受け取ったときは、速やかに保健所に許可申請等を行い、受付印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

15 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実施本部（以下「実施本部」という。）の係員とし、現場を巡回して、本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物を調理・加工等すること。
- (5) アルコール飲料の販売及び試飲を行うこと。ただし、試飲を行わず、郷土物産品としてアルコール飲料を販売する場合はこの限りでない。
- (6) 危険物を販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りでない。
- (10) その他、大会運営に支障を来たすおそれのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とすること。また、飲食物を取扱う売店にあっては、早期飲食を呼びかけるとともに、その旨を促す看板等を設置すること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。また、取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。
- (4) 実行委員会の許可を受けて対象火気器具等又は燃料等危険物を使用する場合にあっては、ブース内に必ず消火器を設置すること。
- (5) 販売品等を搬入搬出する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1店舗につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障を来たさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で持ち帰り、環境美化に努めること。
- (8) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあたっては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。また、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、廃棄物収納容器は、蓋付きのものとし、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従業者の本人確認書類を添付すること。
- (13) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (14) 新型コロナウイルス感染拡大対策として、SAGA2024実行委員会

(佐賀県)が定める感染防止に関する方針等を遵守すること。

- (15) 従事者は、マスク・手袋(運営に支障がある場合を除く)を着用すること。
- (16) 出店場所には、ビニールカーテンやアクリルボードを設置するなど、可能な限り感染症予防対策を講じること。
- (17) 金銭のやり取りは、トレーを介して行い、可能な限り、精算担当者と商品受け渡し担当者を分ける等の対策を講じること。
- (18) 試食、試着は避け、見本品などに触れなくて済むよう見やすい場所に配置するなど工夫すること。また、サイズ合わせは衣類の上から軽く当てる程度とする等の対策を講じること。

19 管理運営

売店における販売品及び売店備品等の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害の損害に対しては、実行委員会は一切責任を負わないものとする。

20 事故等発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出

店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わって原状回復を行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 賠償責任

出店者（従事者を含む。）が、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

24 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店についても、必要に応じて、この要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月14日から施行する。